*

4月から8月の保育料は、令和5年度分の市町村民税額、9月からの保育料は、令和6年度分の市町村民税額により決定されます。

※税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)を提出してください。提出があった月の翌月分の保育料から修正されます。また、役場での調査確認の結果、年度途中でも保育料が変更されることがあります。

※下記の保育料表は、現時点におけるものであり、今後変更が生じる場合があります。

令和6年度 保育料表

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層 区分			層 保育必要量の区分	利用者負担額(月額)
階層区分		定義		3 歳未満児
第1階層	生活保護世帯等		保育標準時間	0 무
			保育短時間	0 Р
第2階層	第1階層を除き、 市町村民税所得 割非課税世帯	市町村民税非課税	保育標準時間	0 Р
			保育短時間	0 F
第3階層		市町村民税均等割のみ	保育標準時間	12, 400 F
			保育短時間	12, 100 F
第4階層	第 1~3 階層を除 き、市町村民の区 分に該当する世 帯	12,000 円未満	保育標準時間	14, 200 F
			保育短時間	13, 900 F
第 5 階層		12,000 円以上 48,600 円未満	保育標準時間	16, 600 🏻
			保育短時間	16, 300 F
第6階層		48,600 円以上 57,700 円未満	保育標準時間	21,400 F
			保育短時間	21,000 F
第7階層		57, 700 円以上 61, 000 円未満	保育標準時間	21, 400 F
			保育短時間	21, 000 F
第 8 階層		61,000 円以上 73,000 円未満	保育標準時間	23, 600 F
			保育短時間	23, 100 F
第9階層		73,000 円以上 77,101 円未満	保育標準時間	25, 600 F
			保育短時間	25, 100 F
第 10 階層		77, 101 円以上 85, 000 円未満	保育標準時間	25, 600 F
			保育短時間	25, 100 [
第 11 階層		97,000 円未満	保育標準時間	27, 800
			保育短時間	27, 300 [
第 12 階層		97, 000 円以上 115, 000 円未満	保育標準時間	30, 800
			保育短時間	30, 200 [
第 13 階層		115,000 円以上 133,000 円未満	保育標準時間	34, 400 [
			保育短時間	33, 800 F
第 14 階層		133,000 円以上 151,000 円未満	保育標準時間	36, 800 F
			保育短時間	36, 100 F
第 15 階層		151,000 円以上 169,000 円未満	保育標準時間	38, 600 F
			保育短時間	37, 900 F
第 16 階層		169,000 円以上	保育標準時間	42, 400 F
		200, 000 円未満	保育短時間	41,600 F
第 17 階層		200,000 円以上	保育標準時間	46, 600 F
		250,000 円未満	保育短時間	45, 800 F
第 18 階層		250, 000 円以上 301, 000 円未満	保育標準時間	49, 800 F
			保育短時間	48, 900 F
第 19 階層		301,000 円以上	保育標準時間	51, 200 F
		001,000 18人工	保育短時間	50, 300 F

注) 以下の場合は軽減されます。

・黄欄に該当する場合

年齢制限を設けずに子ども全員で数えて、第1子:全額、第2子:半額、第3子以降:無料

- ・上記以外の場合(第7階層~第19階層に該当する場合)
- 小学校就学前の子どもで数えて、第1子:全額、第2子:半額、第3子以降:無料
- ただし3歳未満児は、年齢制限を設けずに子ども全員で数えて、第3子以降無料
- ・要保護世帯(在宅障害者(児)がいる世帯、母子・父子世帯等)に該当する場合 ※赤枠・・・第1子:第2階層に相当する金額(無料)、第2子以降:無料

保育料の納付は便利な口座振替で

保育料をあなたの指定した預金口座から振り替えて納付する方法が口座振替制度です。

安全かつ確実に納付できるようこの制度を利用されるようお願いいたします。

<u>令和6年度にご兄弟で在園児がいる場合には、既に登録のある口座から振替させていただきます。 口</u> 座の変更を希望する場合は、口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。

【口座振替の手続き】

| 保 護 者 | → | 金 融 機 関 | → | 健 康 福 祉 課 |

- ・保護者は、役場または町内の指定金融機関窓口に備えてある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ 通帳印を押印して、口座振替を希望する金融機関に申込みます。
- ・金融機関は、口座振替依頼書の記載事項(口座番号、名義、通帳印)を確認し、役場健康福祉課へ送付します。
- ・健康福祉課は、月の末日までに届いた依頼書によりその翌月分から口座振替登録をします。
- ・口座振替の手続きが遅れると、手続きが完了するまでの間の保育料は、納付書での現金納付をお願い します。(金融機関から町役場に届くまで時間がかかる場合があります。)
- ・ 依頼者 (納税者) 欄のお名前の後に () 書きで対象児童のお名前をご記入ください。

【取扱金融機関】

○中国銀行 本店及び各支店

○トマト銀行 本店及び各支店

○玉島信用金庫 本店及び各支店

○晴れの国岡山農業協同組合 本店及び各支店

○ゆうちょ銀行(全国)

ゆうちょ銀行の口座振替依頼書は、他の金融機関の口座振替依頼書とは別の書式になっています。

【振替日】

振替日は、毎月20日です。(金融機関の休業日と重なる場合は、その翌営業日となります。)

【口座振替変更・停止の手続き】

登録の際の手続きと同様です。

《保育料》についてのお尋ねは、早島町 こども未来課へ TEL. 086-482-2480